

## 入札公告共通事項（事後審査型）

### 1 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 土岐市契約規則（昭和40年土岐市規則第1号）第21条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査による評定の総合数値が入札案件ごとに定める数値以上であること。
- (4) 当該工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者その他必要な職員を適正に確保していること。また、その技術者は、本件の申請時前3ヶ月以上正規被雇用者であること。
- (5) 入札の公告の日から開札の日までの間に、土岐市指名停止措置要綱（平成7年土岐市訓令甲第5号）の規定に基づく指名停止措置を受けないこと。
- (6) 土岐市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年土岐市告示第114号）の別表に掲げる措置要件のいずれかにも該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続の開始の申立てがされている者にあつては、同法に基づく更生計画認可の決定を受けていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、民事再生手続の開始の申立てがされている者にあつては、同法に基づく民事再生計画認可の決定を受けていること。
- (9) その他工事ごとに必要と認める資格があること。

### 2 入札参加の申請に関する事項

- (1) 入札に参加希望する者は、電子入札システムで「入札参加資格確認申請」を行ってください。ただし、『書面入札方式参加承諾願』により市長の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「書面入札」という。）ができます。
- (2) 『事後審査型制限付一般競争入札参加申請書』を提出してください。（電子入札システムの場合は、押印不要）ただし、市長が書面入札を認めた場合は、事後審査型制限付一般競争入札参加申請書を総務課契約係まで持参してください。（郵送又はFAXによる送付は認めません。）
- (3) 入札参加資格の確認については、申請時に行う基本的な事前確認と開札後に落札者を決定するために提出を求める『事後審査型制限付一般入札参加資格確認申請書』及び確認資料に基づいて行う書類審査の2段階に分けて実施します。
- (4) 基本的な事前確認の結果については、電子入札システムにより通知します。（書面入札の場合は、郵送又はFAXにより通知します。）
- (5) 申請受付期間内に申請がない者又は基本的な事前確認の結果参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

### 3 設計図書等の閲覧及び質疑応答

- (1) 設計図書等の閲覧  
土岐市のホームページで閲覧が可能です。 (<https://www.city.toki.lg.jp/>)
- (2) 質疑応答  
ア 設計図書等に関して質疑がある場合は、質疑書の様式をダウンロードし契約担当者へ持参又はFAXで入札公告に示す期限内に提出することができます。FAXでの提出の場合、送信後必ず受信確認の連絡を契約係へお願いします。  
イ 質疑があった場合、その回答については、土岐市のホームページ上で公開します。質疑がない場合は、その旨を表示します。

#### 4 入札手続に関する事項

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出してください。ただし、市長が認めた場合は、書面入札によることができます。書面入札における入札書の様式等については、土岐市ホームページより確認してください。
- (2) 入札手続は、土岐市契約規則及びその他関係法令の定めるところによります。

#### 5 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付して、電子入札システムにより提出してください。ただし、書面入札により参加する場合は、紙媒体の工事費内訳書を入札書提出時に入札書と併せて提出してください。
- (2) 工事費内訳書が以下のいずれかに該当する者の入札については、無効とすることがあります。
  - ① 内訳書の重要な項目（案件名、住所、商号又は名称、内訳項目及び金額等）に不備があり、入札書と同一性が判別できない場合
  - ② 内訳書の工事価格が入札金額と端数処理の範囲（千円未満の端数切り）を超えて大幅に異なる場合
  - ③ 記載すべき内訳項目が過不足している場合（仕様書の項目と不一致、一括値引きによる金額調整等）
  - ④ 内訳書の各内訳金額に誤り等があり、内訳書の合計金額と一致しない場合
  - ⑤ 内訳書とは無関係な書類である場合
  - ⑥ 他の案件の内訳書である場合
  - ⑦ 白紙である場合
  - ⑧ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
  - ⑨ 内訳書が複数あり特定できない場合
- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しません。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額。ただし、契約保証金に代わる担保として、国債等の有価証券又は金融機関の保証若しくは前払金保証事業会社の保証の提供があった場合は、契約保証金の納付に代えることができるものとし、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとします。

#### 7 入札参加資格の審査及び落札の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）を発表し、落札の決定は保留します。なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札候補者を定めます。ただし、書面入札による者が含まれる場合等、電子入札システムによる実施が困難な場合は、当該同価の入札に係る入札者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとします。
- (2) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを審査します。
- (3) 前項に規定する審査の結果により、落札候補者の取り扱いは次のいずれかによるものとします。
  - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを審査した場合は、その者を落札者とし、その旨通知します。落札者以外の入札参加者については、入札の結果を一般の閲覧に供することをもって通知に代えます。
  - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者の入札を無

効とします。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(2)の入札参加資格を満たす者であるかを確認します。以後、落札者が決定するまで、同様の手順を繰り返します。

- (4) (2)の入札参加資格の審査にあたっては、当該落札候補者は、アに規定する申請書類(各1部)を開札日(3)イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日の翌日から起算して2日以内(市の休日を除く。)に提出し、また、審査のために必要な指示に従わなければなりません。上記期限内に申請書類等が提出されなかった場合又は指示に従わなかった場合は、入札資格を満たす者ではないとします。

ア 申請書類

- ① 事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書
- ② 同種工事施工実績書
- ③ 配置予定技術者の資格
- ④ 配置予定技術者を申請日前3月以上雇用していることを証するものの写し
- ⑤ 経営規模等評価結果通知書の写し(最新のもの)
- ⑥ その他市長が指定する書類

イ その他

- ① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とします。
  - ② 契約担当者は、提出された申請書類及び確認資料(以下「申請書等」という。)を参加資格の確認以外に無断で使用しません。
  - ③ 提出された申請書等は、返却しません。
  - ④ 提出後は、原則として申請書等の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 落札候補者の入札価格が、契約規則第11条の2に規定する調査基準価格未満である場合は、入札参加資格の審査とあわせて、契約規則第18条に規定する調査を行います。調査の結果、契約締結に至った場合、その落札者は監理技術者及び主任技術者とは別に、これらと同等の資格を持つ技術者(以下「追加配置技術者」という。)を専任で1名現場に配置するものとします。ただし、追加配置技術者は、当該工事の現場代理人を兼務することができません。
- (6) 前項の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とします。
- (7) 当該落札候補者は、調査のために必要な指示に従わない場合には、落札者としません。
- (8) 入札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が土岐市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置の対象となった場合、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とします。

## 8 契約の締結に関する事項

- (1) 落札者が決定したときは、本市の定める工事の請負契約書の取り交わしをするものとします。
- (2) 落札者が特別の理由もなく落札者決定の日から1週間以内に契約を締結しない場合は、その落札を無効とします。
- (3) 土岐市議会の議決に付さなければならない案件は、落札後、仮契約を締結し、市議会の議決後に本契約を締結します。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は、日本国通貨とする。